

テニスコート予約方法基準

市内公共テニスコートは、市関係条例及び規則に基づき、いばらき公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）で利用の予約管理を行っています。

平等・公平な利用を推進するため、「いばらき公共施設予約システムの利用に関する規則」に基づき下記のとおり基準を定めます。

記

1 対象施設	ひたちなか市総合運動公園	テニスコート	11面	
	ひたちなか市那珂湊運動公園	テニスコート	6面	
	石川運動ひろば	テニスコート	2面	
	津田運動ひろば	テニスコート	4面	計23面

2 一般利用について

① 抽選について

ア 市都市公園設置及び管理条例及び同施行規則第4条第5項に基づき、施設予約の「抽選」を実施します。

また、運動ひろばテニスコートについても、上記の規定を準用します。

イ 抽選申請は、予約システムで行います。

抽選予約申請は以下の日程で行います。

- ・ 抽選対象 利用月の2か月前 月初～月末(例:6月利用分は4月抽選)
- ・ 抽選申請期間 利用月の2か月前 5日～11日(7日間)
- ・ 抽選日 利用月の2か月前 12日
- ・ 使用確定期間 利用月の2か月前 12日～18日(7日間)
期間内に抽選当選者は、使用確定申請を行って下さい。
期間内に使用確定申請を行わない場合、当選が取消されます。

ウ 抽選参加対象 利用者登録者のみ

② 一般申請について

- ・ 抽選後の利用申請は、従来通り利用日の1か月前です。
- ・ インターネットでの、一般申請の予約開始時間は、午前7時からです。
- ・ 月末日利用申請は、前月の末日になります。
(例:5月31日の使用は、4月30日申込)

2 予約システムの「利用者登録」について

① 利用者登録の更新

ア 市テニスコートを利用者は、利用者登録を行って下さい。利用者登録済みの施設利用者は抽選申請を行う前に、必ず更新手続きを行って下さい。

イ 利用者登録及び登録更新の際に、別紙①「利用者登録(構成員)」を提出してください。
なお、10名を超えるごとに登録番号(ID)を追加付与します。

ウ 利用登録の有効期限は2年です。

エ 申請者又は代表者の住所・連絡先の確認を行います。

必要書類 身分証明書(自動車免許証など本人が確認できるもの)
申請者又は代表者のメールアドレス

② 施設申請回数の制限

ア 使用申請回数は、登録番号(ID)につき月20時間以内とします。

イ 20時間は、同一月内の抽選と一般申請の合計時間です。

③ 利用者登録の統合

ア 利用登録者が、複数の利用者登録(ID)がある場合、登録番号のうち1つ選択頂き、それ以外の利用者登録を停止します。

イ 大会主催者等

- ・ 大会主催者等は、「利用者登録(団体)」の団体代表もしくは使用責任者は、登録手続きを行って下さい。
- ・ 大会等の場合、使用時間数が制限時間を超過するため別管理します。
(名簿の提出は不要です。)
- ・ 利用者登録(団体)の登録番号(ID)は、抽選に参加できません。

④ 利用登録窓口

ア 下記の窓口で「いばらき公共施設予約案内システム」の利用者登録を行って下さい。

窓口 総合運動公園 総合体育館 1階
那珂湊運動公園 管理棟
松戸体育館

3 大会等について

① 管理者が認める大会等

- ア 年間調整により、予約した大会等
イ 市主催行事
ウ 公社主催事業

② 予備日の予約の対象は、下記の大会とします。

- ア 公式県大会以上の大会
イ 公式市内大会(市長杯、中学校連盟主催)
ウ 上位大会がある競技団体主催大会

③ 下記のテニス大会は、優先予約を行いません。

- ア 交流大会

イ 練習試合

④ 定期活動について

ア 市内テニスコートでの定期活動は、下記の団体が推薦する活動とします。

- ・ 勝田テニスクラブ (市テニス連盟推薦)
- ・ 勝田ソフトテニスクラブ (市ソフトテニス連盟推薦)

イ 活動日程は、施設管理者と協議します。

4 罰則等について

① 利用者登録の取消について

- ア 利用者登録及び申請内容に虚偽があった場合
- イ 施設設置及び管理条例の禁止行為を行った場合
- ウ 施設利用者の利便性や予約システム利用を損なう行為があった場合
- エ 登録した利用者が、2年間施設利用を行わない場合

② 抽選申込及び施設予約申請の一時停止について

- ア 当日無断キャンセルを繰り返した場合
- イ 施設予約の内容に虚偽がある場合
- ウ 利用者登録の情報の更新を行わなかった場合
- エ 利用者登録の際、構成員の半数以上の重複があった場合
- オ 施設利用者の利便性や施設利用を損なう行為があった場合

③ 上記の②に該当した場合、利用者登録の停止期間は、3か月間とする。

5 その他

この基準は、令和7年4月1日から適用します。

なお、抽選制度の運用は、令和7年6月利用分から開始しますので、抽選申請を令和7年4月から受付けます。